



●農地の利用権設定を受け付けます

農業委員会では、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、市街化調整区域の農地を借りて、生産性の高い農業経営を目指す農家等を対象に、農地の利用権設定(農地の貸借)の申し込みを受け付けます。なお、今年度から2回行うこととなり、今回は11月に申し込みを受け付けます。

【申し込み・問い合わせ】

8月22日(月)から25日(木)までの午前8時30分～午後5時15分に、農業委員会事務局(☎282-1711 内線1227 役場行政棟2階)備え付けの申請書に必要事項を記入の上、申し込みください。※申請書は、村公式ホームページからもダウンロードできます。

●「農地利用状況調査」を実施します

農地法第30条に基づき、「農地利用状況調査」を実施します。これは、農地が適切に利用されているかなどを調べるもので、農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局職員が調査のため現地に出かけますので、ご協力をお願いします。

なお、調査の結果、無断転用等の不適切利用や遊休農地等が明らかになった場合には、農業委員会から連絡します。

【期間】

7月下旬から8月下旬まで

【対象農地】

村内全ての農地

【問い合わせ】

農業委員会事務局
(☎282-1711 内線1227)



●農地を貸したい・借りたい方へ

農地中間管理機構「農地集積バンク」では、農地の集約化や耕作放棄地の解消を図るため、高齢化や後継者不足等で耕作を続けることが難しくなった農地を一括して借り受け、担い手(地域の意欲のある農業者等)に貸し付ける事業を行っています。興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

【借り受ける農地の基準】

▽農業振興地域内の農地であること。▽再生

作業が著しく困難な遊休農地でないこと。▽当該農地の地域に十分な借り受け希望者が確認できること。▽農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること。

【問い合わせ】

農地中間管理機構(公益社団法人茨城県農林振興公社 ☎239-7131)、東海村農業政策課農業振興・農地保全担当(☎282-1711 内線1222)

<h3>出し手</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●規模縮小 ●経営転換 ●農地相続 <p>でお困りの方</p>	<h2>農地集積バンク</h2> <p>(農地中間管理機構)</p>	<h3>担い手</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●規模拡大 ●新規参入 <p>をお考えの方</p>
<p>貸付</p>	<p>借受と転貸</p> <p>市町村・農業委員会と連携し農地の集積・集約を進めます。</p> <p>担い手にまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けます。</p> <p>担い手への貸し付けが決まるまでの間、農地を管理します。</p> <p>簡易な条件整備を行います。(担い手の要望により)</p>	<p>貸付(転貸)</p>
<h4>農地を貸すメリット</h4> <p>貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。</p> <p>貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。</p> <p>設定した地代は機構から確実に支払われます。</p> <p>公的な機関なので、安心して貸付できます。</p>		<h4>農地を借りるメリット</h4> <p>長期の借入期間により(原則10年)安定した営農が可能です。</p> <p>分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。</p> <p>地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が出し手へ個別に支払います。</p> <p>耕作ができなくなった場合、機構が次の担い手を探します。</p>